

## 平成28年熊本地震への対応について

### I 関西広域連合関係

平成28年熊本地震への対応（支援チーム第3陣の派遣）〔広域企画室〕

（参考）熊本地震支援派遣チーム名簿〔第3陣〕〔防災企画課〕

### II 兵庫県関係

（1）平成28年熊本地震に係る県税の軽減措置等について〔税務課〕

（2）平成28年熊本地震に係る使用料・手数料の減免について〔財政課〕

※各案件の詳細は担当課室にお問い合わせください。

関西広域連合広域防災局  
兵庫県防災企画局

**関西広域連合構成府県・市政記者クラブ配布**

資料提供			
月 日	発表者	問い合わせ先	
		電話番号	担当者
平成 28 年 5 月 2 日 (月) 14 時 00 分	関西広域連合広域防災局 広域企画課 〔兵庫県企画県民部防災企画局〕 〔防災企画課広域企画室〕	078-362-9806 (内線 3131)	課長 平田 正教 課長補佐 中西 健一

**平成 28 年熊本地震への対応  
(支援チーム第3陣の派遣)**

○ 支援チーム（「保健師」）の機能強化

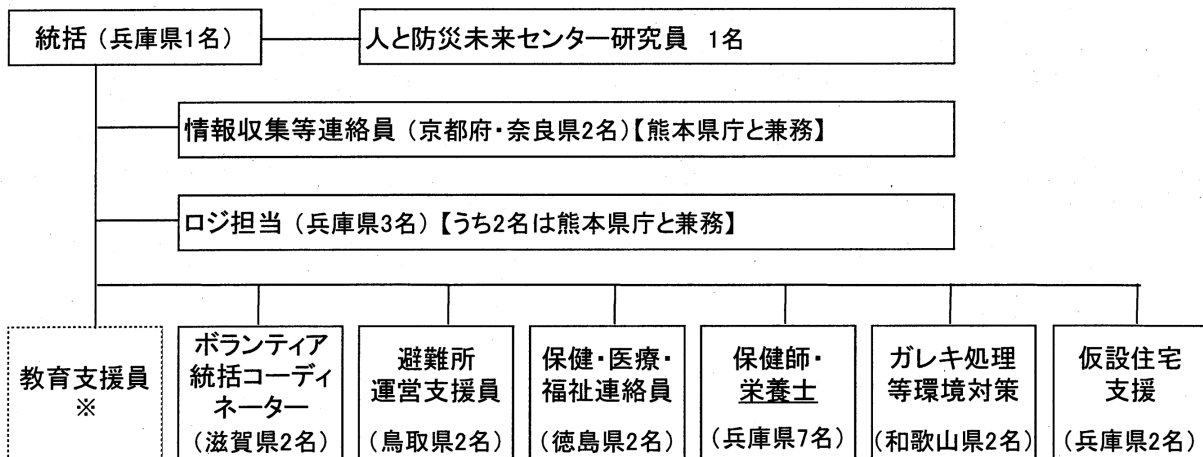
慣れない避難所での生活を強いられている住民の方に対し、食事面での支援を強化するため、栄養士が保健師と連携して対応することとし、第3陣より、従来の「保健師」チームを「保健師・栄養士」チームとして改編して、支援チーム体制の機能強化を図る。

○ 仮設住宅支援のための佐用町職員の派遣

建設予定地が決まり、今後は入居者募集等のソフト面の助言が必要となるため、経験を有する佐用町職員（2名）を派遣する。

※ 支援チーム（第3陣）の派遣期間 5月4日(水)～5月11日(水)

**【参考：支援チーム第3陣の体制】**



※ 教育支援員については、学校再開支援を目的に活動していたが、避難所となっていた益城町の4つの小学校全てで、5月9日から学校再開の見込みとなったことから、第2陣をもって派遣を休止する。

今後、生徒の心のケア等必要が生じた場合には、支援員の派遣を再開する。

**【問い合わせ先】**

関西広域連合広域防災局（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室）

TEL：078-362-9806

(参考)

## 熊本地震支援派遣チーム名簿 [第3陣]

## 1 派遣期間

平成 28 年 5 月 4 日 (水) ~ 5 月 11 日 (水) [7泊8日]

[派遣先: 益城町現地連絡所]

## 2 派遣者

現区分	氏名	所属・職名	備考
統括(1名)	坂本 誠人	防災企画局長	元・東日本支援本部事務局(災害対策課長)
人と防災未来センター(1名)	芳永 和之	人と防災未来センター・研究部長	
情報収集等連絡員(2名)	京都府(1名) 奈良県(1名)		熊本県庁兼務
ロジ担当(3名)	柳田 順一	教職員課副課長	東日本派遣経験者
	明石康一郎	税務課税制企画班長	東日本派遣経験者
	名久井康宏	企画県民部総務課 主査	東日本派遣経験者
ボランティア総括コーディネーター(2名)	滋賀県(2名)		
避難所運営支援員(2名)	鳥取県(2名)		
保健・医療福祉連絡員(2名)	徳島県(2名)		
保健師(4名)	坪井志保美	丹波健康福祉事務所 所長補佐兼地域保健課長	東日本派遣経験者 5/2 派遣済
	伊地智三佐子	豊岡健康福祉事務所 地域保健専門員	5/2 派遣済
	高本 美紀	宝塚健康福祉事務所 地域保健専門員	東日本派遣経験者 5/2 派遣済
	坂下 順子	明石健康福祉事務所 課長補佐	
栄養士(1名)	諸岡 歩	伊丹健康福祉事務所 健康管理専門員	
支援員(2名)	車谷 光徳	管財課 技師	5/2 派遣済
	橘 良永	管財課 技師	
がいし処理等環境対策(2名)	和歌山県(2名)		
仮設住宅支援(2名)	佐用町(2名)		

計 24 名 (うち本県 14 名、関西広域連合構成府県 10 名)

上記の他、避難所運営業務を担う市町職員を派遣

派遣者数: 6 名 (西宮市、西脇市、たつの市から各 2 名)

派遣先: 益城町総合体育館

(問合わせ) 企画県民部防災企画局防災企画課 tel078-362-9808 fax078-362-9914

記者発表・資料配付				
月日	担当部局課名	連絡先	担当課長名 (担当班長名)	その他配布先
5/2 (月)	企画県民部企画財政局 税務課	内線 2471 078-362-3086	野村 孝 (税務課長) 明石 康一郎 (税制企画班長)	

## 平成 28 年熊本地震に係る県税の軽減措置等について

平成 28 年熊本地震により被災した者（本県受け入れ避難者を含む。）の生活復興に資するため、地方税法及び県税条例等の規定により、下記のとおり県税の軽減措置等を実施します。

区分	内容	申請期限
①申告・納付期限の延長	災害がやんだ日から 2 ヶ月以内の期限延長	具体的な期限については、国税の取扱いを踏まえ別途設定
②徴収の猶予	申請から 1 年以内（事情により更に 1 年延長）の範囲内で徴収を猶予	随時
③納入義務の免除 (軽油引取税)	災害により代金及び税額を受け取れなくなった場合等について、税相当額を免除	随時
④個人事業税の減免	下記損害を受けた者について課税標準額の区分に応じて一定割合を減免 ア 事業用資産について 1/2 以上 イ ア以外で住宅及び家財等について 1/2 以上	納期限まで
⑤不動産取得税の減免	下記の場合について災害の程度（半壊以上）に応じて被災不動産価格の一定割合を減免 ア 不動産取得直後（納期限まで）に滅失・損壊 イ 3 年以内に代替不動産を取得	納期限まで
⑥自動車取得税の減免	災害から 3 ヶ月以内に代替自動車を取得した場合、被災自動車の被害直前の通常取引相当額に税率を乗じた額を減免	申告書提出時
⑦自動車税の減免	ア 完成修理まで運行不能となった月数に応じた月割減免 イ 廃車し抹消登録した場合について、滅失解体月の翌月から減額	ア 災害を受けた日から 60 日以内 イ 随時
⑧納税証明書交付手数料の減免	被災者が県税に係る納税証明書の交付を受けた場合の交付手数料を全額減免	平成 29 年 3 月 31 日交付申請分まで

※具体的な減免割合等詳細については、県ホームページ「県税のあらまし」をご参照ください (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/tax.html>)。

記者発表・資料配付				
月日	担当部局課名	連絡先	担当課長名 (担当主幹名)	その他 配布先
5/2 (月)	企画県民部 企画財政局財政課	内線 2457 078-362-3082	中山 貴洋 (財政課長) 西山 和男 (財政企画班主幹)	

## 平成 28 年熊本地震に係る使用料・手数料の減免について

平成 28 年熊本地震により被災した者（本県受け入れ避難者を含む。）の生活復興に資するため、下記のとおり、使用料・手数料の減免を実施します。

### 1 減免を行う使用料、手数料

- (1) 県立大学、高校等の授業料、入学料等
- (2) 各種免許証等の再交付手数料
- (3) 営業再開等にかかる手数料
- (4) 建物の再建等にかかる手数料
- (5) その他被災者支援のために、特に必要と認められるもの

### 2 減免期間

- (1) 建物の再建にかかるもの：3年間（28. 4. 14～31. 3. 31）
- (2) その他のもの：1年間（28. 4. 14～29. 3. 31）

### 3 手 続

災害に伴う申請であることをり災証明書、被災証明書により確認  
(事後確認可)